

不適正経理等に係る研究費等の執行停止等に関する達

(平成16年9月3日 平成16年達第56号)

改正 (平成17年4月13日 平成17年達第62号)

改正 (平成18年2月16日 平成18年達第5号)

(目的)

第1条 この達は、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の所掌する研究事業等において不適正な経理処理等が発生した場合における当該研究者等に対する研究費等の執行の停止及び申請資格等の制限に関し定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この達において「不適正な経理処理等」とは、研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、若しくは偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等をいう。

(研究費等の執行停止及び申請資格等の制限)

第3条 機構は、不適正な経理処理等に関与し、又は不適正な経理処理等に関し管理・監督上重大な責任があると認められる研究者等（以下「不適正経理処理等に関与した研究者等」という。）について、次に掲げる期間、研究費等の執行を停止し、かつ、機構のすべての事業への申請資格及び新たに共同研究者として参加する資格を喪失（以下「研究費等の執行停止等」という。）させるものとする。ただし、不適正経理処理等に関与した研究者等の研究課題等に係る研究等に参加した他の研究者等の研究費等又は報酬等の費用については、研究等の進捗状況及び今後の研究等の成果等を勘案して決定することができる。

研究費等の執行停止等を行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降2年以上5年以内の間で不適正な経理処理等の内容等を勘案して相当と認められる期間

2 前項に規定する「相当と認められる期間」は、別表に掲げるとおりとする。

(競争的資金制度に係る特則)

第4条 機構は、国の行政機関及び独立行政法人（機構を除く。）が所掌する競争的資金制度において不適正な経理処理等により一定の期間申請及び参加資格の制限に関する処分を受けた研究者等について、当該処分の期間、機構が所掌する競争的資金制度への申請資格及び新たに共同研究者として参加する資格を喪失させるものとする。

2 機構は、前項の規定により一定の期間申請及び参加資格の制限に関する処分を受けた研究者等について、当該処分を受けた日以降に開始される機構の競争的資金制度においても、当該処分の期間、申請資格及び新たに共同研究者として参加する資格を喪失させるものとする。

3 機構は、機構が所掌する競争的資金制度に関し、前条及び第7条第2項に規定する処分を行う場合には、文部科学省に対し、その内容を連絡するものとする。

(通知)

第5条 機構は、第3条第1項の規定により研究費等の執行停止等を行う場合には、不適正経理処理等に関与した研究者等に対し、不適正な経理処理等の内容、研究費等停止の期間、申請資格喪失の期間等が記載された通知文書を交付するものとする。

(研究費等の返還)

第6条 機構は、不適正な経理処理等により使用された研究費等を執行又は保有している研究者等又は関係企業等に対し、当該研究費等について期限を定めて返還させるものとする。

2 機構は、研究者等又は関係企業等に対し、機構が被った損害について賠償の請求を行うものとする。

(委託研究)

第7条 研究事業等を委託により実施する場合で、当該研究等を受託する機関（以下「受託機関」という。）と締結した委託研究契約に係る研究費等の執行において、不適正な経理処理等がなされたと認められたときは、受託機関と締結する委託研究契約に基づき、受託機関に対し不適正な経理処理等により使用された研究費等の返還請求その他必要な措置を行うものとする。

2 前項の場合において、不適正な経理処理等に関与した研究者等については、第3条の規定に基づき、申請資格及び新たに共同研究者として参加する資格を喪失させるものとする。

(雑則)

第8条 この達に定めるもののほか、不適正な経理処理等が発生した場合の取扱いについては、別に定める。

附 則

この達は、平成16年9月3日から施行する。ただし、この達の施行日以前に、この達に規定する「不適正経理処理に関与した研究者」に相当する研究者については、機構が研究者に対し処分の通知を行った日を研究費の執行停止等を行った日とみなして、この達の規定に掲げる期間に準じて申請資格の制限を行うものとする。

附 則（平成17年4月13日 平成17年達第62号）

この達は、平成17年4月13日から施行する。ただし、平成17年度競争的資金制度に係る公募において第4条第1項の趣旨を既に規定しているものについては、当該公募の日に遡及して適用する。（第4条第1項については、申請及び参加資格の制限に関する処分に先立ち、公募又はその他の方法により同条同項の対象となる競争的資金制度であることが公表されているものに限って適用する。）

附 則（平成18年2月16日 平成18年達第5号）

この達は、平成18年2月16日から施行する。ただし、改正後の第4条第1項及び第2項については平成18年度競争的資金制度の公募から適用することとし、既に公募において同規定の趣旨を規定しているものについては、当該公募の日に遡及して適用する。平成17年度以前の競争的資金制度の公募に係る第4条の適用については、なお従前の例による。

別表

研究費等の他の用途への使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究事業等に関連する研究等の遂行で不必要な用途に使用した場合	2年
2 研究等に関連する研究等の遂行で研究事業等の目的と相違する用途に使用した場合	3年
3 研究等に関連しない用途に使用した場合	4年
4 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合	4年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 1から4にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	5年

(注) 単純な事務処理の誤りであったと認められる場合についてはこの限りでない。